

条例の見直しに係るテーマ別の議論 3

（第7条 不当な差別的取扱いの禁止）

1. 議論のテーマ（条例該当箇所）

第7条 不当な差別的取扱いの禁止

2. 論点

主要な分野ごとに例示している不当な差別的取扱いの禁止項目（以下の第1号～第9号）について、見直すべき点、新たに盛り込むべき点はあるか。

- ・ 第1号 福祉サービスの分野
- ・ 第2号 医療の分野
- ・ 第3号 商品販売・サービス提供の分野
- ・ 第4号 教育の分野
- ・ 第5号、6号 労働者の雇用に関する分野
- ・ 第7号 建物等・公共交通機関の利用の分野
- ・ 第8号 不動産の取引の分野
- ・ 第9号 情報提供・意思表示等に関する分野

3. 議論のポイント

○条例の見直しに関する視点

- ・ 国の法改正の内容に関して、現時点では条例第7条に影響のある変更は無いものとする。
- ・ 障害を理由とした差別事例等の収集結果や関係団体等へのヒアリング等実施結果等から、現行の条例で不足しているところはあるか。
- ・ 条例第7条については、国の法律や基本方針、対応指針等の記載内容と比較し、解釈の違いによる混乱等が生じないよう慎重な検討が必要になる。

- ・ 委員から条例の第7条第1号イの「障害者の意思に反して入所施設における生活を強制すること」という表現について意見があった。

○条例を推進するための施策に関する視点

基本方針の改定案では、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる事例・該当しないと考えられる事例が追記された。

- ・ 差別事例の中で障害が見た目では分からないことに起因して差別的取扱いを受けた事例があった。

※上記以外の視点等につきましても幅広くご議論ください。

4. 第1回協議会（令和4年5月26日開催）における主な意見

- ・ 条例の第7条第1号イに「障害者の意思に反して入所施設における生活を強制すること」という表現があるが、このことは入所施設だけでなくあらゆる生活においていえることだと思うので、表現の修正を検討する必要があると思う。

5. 障害を理由とした差別事例（障害を理由とした差別事例等の収集結果や関係団体等へのヒアリング等結果より抜粋）

- ・ 月極駐車場契約で健常者には求められない連帯保証人を求められた。

【差別事例等の収集】

- ・ 視覚障害者が、ホテルに宿泊しようとフロントに行ったが、宿泊名簿に直筆で書いてくださいと言われ、視覚障害者で書くこともできず、サインもできなかった。視覚障害者なので、書くことも読むこともできないと伝えたが、それでも決まりだからということで宿泊もできないと言われた。フロントの人だけではなく、支配人からも言われ、結局、宿泊もできず、夜遅くにタクシーで帰宅することになり、宿泊費以上のお金がかかってしまった。【差別事例等の収集】
- ・ 大手スーパーのセルフレジでいつもサポートを受けていたが、ある時断られた。スーパー本部に問い合わせしたところ、セルフレジは健常者のためのものなので今後はサポートできないと回答があった。それまでは

当然のようにサポートしてくださっていただけに納得はしていないが、それ以降セルフレジを利用していない。【差別事例等の収集】

- ・ アパートの空き状況を伺うときに障害があることを伝えたら障害が理由で直接的ではないが、違う理由を付けて断られる。その後、その物件は未だにうまっていない状況にある。【差別事例等の収集】
- ・ 障害者雇用の求人をハローワークで見つけたが、その会社のサイトを見てみると、他は同じ条件なのに給料が高い健常者向けの求人があった。【差別事例等の収集】
- ・ 肢体不自由の児童が養護学校(現支援学校)から地域校へ転入した際に、遠足・校外学習・文化祭・運動会・修学旅行といった行事への不参加を通告された。(学校との協議を経て、すべての行事に参加することができた。)【差別事例等の収集】
- ・ 家族や親せきとの問題についてはよく相談を受ける。結婚をする際に兄弟に精神障害があることを相手に話すかなど。あるいは結婚式に呼ばれないといった扱いを受けることがあるということも聞いている。【障害福祉関係団体】
- ・ 飲み会や食事会の予約をする時に盲導犬の入店が可能か聞くと、断られることが多い。法律や条例ができて、知らない事業者が多いが、説明をすれば納得してもらえる。【障害福祉関係団体】
- ・ 行政の窓口でも配慮をしなければいけないということを知らず、代筆を断られた事例があった。後日、ご理解いただいたが、窓口まで行き渡っていなかったということだと思う。【障害福祉関係団体】
- ・ 「どうせ出来ないであろう」と、学ぶ機会を逃してしまう場面で差別だと感じる。支援学級在籍時、級友と同じリコーダーや習字道具などの購入の案内を担当から知らされなかった。【障害福祉関係団体】
- ・ 病院での受付、会計で、耳が聞けないために後回しにされた。【障害福祉関係団体】
- ・ お店や医療機関等の窓口で、相手が通訳介助員とのみやり取りをして、勝手に話が進んでしまうことがある。結果として本人に情報が入らないまま物事が進んでしまい、結果だけを伝えられることがある。自身が(直接やりとりができていないことに)気づいた時には直接やり取りをして

もらうように配慮をお願いすることもあるが、相手が（直接コミュニケーションがとれない、とりにくい）当事者よりも、コミュニケーションがとれて動ける介助者等とやりとりをするのがスムーズと認識されてしまうこともあり、なかなか理解を得るのが難しいと感じている。【障害福祉関係団体】

- ・ 見た目では聴覚に障害があることが分からないため、情報保障が必要なこと等、周囲の理解が得られないことが多い。【障害福祉関係団体】

6. 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの主な意見（抜粋）

- ・ 地域における障害のある方の住まいの確保について、障害理解が得られないことによる不安から、オーナーやその親族、地域住民からの反対で、賃貸契約の拒否やグループホーム建設が思うように進まない状況が課題となっている。啓発による改善策を講じても状況が解決されないことが多いため、条例として具体的に明文化できることはないか、ぜひ検討いただきたいと思う。

7. 条例制定時の考え方（平成27年12月条例のあり方についての答申より抜粋）

○不当な差別的取扱いを規定する分野の考え方

- ・ 禁止される「不当な差別的取扱い」については、先行する他自治体の条例と同様、障害者が社会生活を送る主な分野ごとに規定することが適当である。
- ・ 具体的には、「福祉サービス」、「医療」、「商品・サービス提供」、「雇用」、「教育」、「建物・公共交通機関」、「不動産取引」、「情報・コミュニケーション」の分野とすることが考えられる。
- ・ なお、事例収集のうち、いわゆる「不快な対応」が多く含まれていた「周囲の理解」という分野については、ここでの分野とは扱わず、啓発により改善策を講ずるべきであると考えられる。
- ・ また、「本人の意思の尊重」、「行政」、「選挙等」、「災害時対応」、「結婚・子育て」、「文化・スポーツ等」、「信仰の自由」、「余暇」、「性別」といった分野についても例示するべきといった意見もあった。

「本人の意思の尊重」、「結婚・子育て」、「信仰の自由」については当事者による意思決定や当事者間の合意で成立する行為に関する分野であること、「行政」、「選挙等」については障害者差別解消法や個別の行政法により対応が定められている分野であること、「文化・スポーツ等」「余暇」については対象となる行為が幅広く例示が困難であると考えられる分野であること、「災害時対応」、「性別」については、差別的取扱いの分野としてではなく、障害による差別解消において大切にすべき考え方として基本理念に盛り込むべき内容であると考えられることから、「福祉サービス」、「医療」、「商品サービス提供」、「雇用」、「教育」、「建物・公共交通機関」、「不動産取引」、「情報・コミュニケーション」とすることが適当である。

- ・ 医療を提供する場合の不当な差別的取扱いにおいて、先行条例では「隔離すること」を例示している場合が多いが、仙台市では、障害者の人権に一層配慮する観点から、「自由な行動を制限すること」とするなど、より広く捉えられるような表現とするべきである。
- ・ 健康診断を受けたくても受けられないこともあることを踏まえ、「必要と認められる健康維持への支援を提供しないこと」を加えてはどうかという意見があったが、新たな例示として追加するのではなく、「医療」の項目の中で解することが適当である。
- ・ また、「障害者が希望しない入院や治療」について、実際には障害者本人ではなく家族が入院を調整する場合があることなどを踏まえ、「障害者」に「その家族」を加えてはどうかという意見があった。しかし、入院や治療は本人が決めることであり、条例は本人の立場に立つべきものであることから、「家族」を加えることは適当ではないとの結論に至った。なお、意思表示が困難な障害者を代弁することが求められる家族等への支援については、具体的な施策等で検討すべきであるという意見もあった。
- ・ 条例では「情報・コミュニケーション」について、より具体的でわかりやすい「情報の提供」と「意思表示の受領」の2つの分野とするべきである。

8. 国の基本方針改定案（抜粋）

※現行の基本方針からの修正点（案）は、《二重山形かっこ書き》で前後を挟んでいる

※改定案は第 69 回障害者政策委員会（令和 4 年 8 月 1 日開催）の資料 1 より抜粋

第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

2 不当な差別的取扱い

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。《なお、車いす、補助犬その他の支援機器等の利用、介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。》

また、《障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。》

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

《正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。》

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- ・ 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行うこと。
- ・ 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げること。
- ・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。》

《(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- ・ 実習を伴う講座において、障害の特性上、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。(障害者本人及び第三者の安全確保の観点)

- ・ 飲食店において、タイヤカバーのない車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、そのまま入室すると畳が傷つくおそれがあることから、カーペット敷きの別室を案内すること。(事業者の損害発生防止の観点)
- ・ 銀行において口座開設等の手続を行うため、預金者となる障害者本人に同行した者が代筆をしようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の取引意思等を確認すること。(障害者本人の財産の保全の観点)
- ・ 定時性確保のため、搭乗手続や保安検査に時間がかかることが予想される障害のある利用者には早めに空港に来てもらうこと。
(事業の目的・内容・機能の維持の観点) 》

行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を《丁寧に》説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。《その際、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。》